

令和7年第5回鹿角市教育委員会

会 議 錄

令和7年6月2日

鹿角市教育委員会

令和7年第5回 鹿角市教育委員会会議録

令和7年第5回鹿角市教育委員会会議を令和7年6月2日午前10時鹿角市役所第1・2会議室に招集した。

1 出席した者の氏名は、次のとおりである。

| | |
|------|---------|
| 教育長 | 阿 部 義 弘 |
| 教育委員 | 田 中 喜 昭 |
| 教育委員 | 安 倍 良 行 |
| 教育委員 | 和 田 学 |
| 教育委員 | 吉 田 孝 子 |

2 事務局職員として会議に出席した者の氏名は、次のとおりである。

| | |
|------------------|---------|
| 教育部長兼総務学事課長 | 黒 澤 香 澄 |
| 大湯ストーンサークル館長 | 花 海 義 人 |
| 生涯学習課長 | 黒 澤 香 澄 |
| スポーツ振興課長 | 相 馬 天 充 |
| 総務学事課学事指導管理監 | 駒ヶ嶺 史 充 |
| 総務学事課学事指導班指導主事 | 米 田 樹 |
| 総務学事課主幹兼学事指導班長 | 田 村 めぐみ |
| 生涯学習課主幹兼社会教育班長 | 村 木 芳 光 |
| 生涯学習課副主幹兼文化財振興班長 | 安 保 俊 光 |
| 生涯学習課文化の杜交流館長 | 成 田 小百合 |
| スポーツ振興課主幹 | 児 玉 純 哉 |
| 大湯ストーンサークル館副主幹 | 鈴 木 和 明 |
| 総務学事課主幹兼総務班長 | 大 森 美佳子 |

3 付議した議題は、次のとおりである。

(1) 議 案

- | | |
|--------|---|
| 議案第16号 | 専決処分の承認を求めることについて (鹿角市教育委員会事務局職員人事異動について) |
| 議案第17号 | 専決処分の承認を求めることについて (鹿角市スキー場条例の一部改正について) |
| 議案第18号 | 専決処分の承認を求めることについて (鹿角市スキー場条例施行規則の一部改正について) |
| 議案第19号 | 専決処分の承認を求めることについて (令和6年度一般会計補正予算第13号(教育費)について) |
| 議案第20号 | 専決処分の承認を求めることについて (鹿角市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について) |
| 議案第21号 | 専決処分の承認を求めることについて (鹿角市学校運営協議会委員の任命について) |
| 議案第22号 | 専決処分の承認を求めることについて (鹿角市社会教育委員の委嘱について) |
| 議案第23号 | 専決処分の承認を求めることについて (鹿角市立図書館協議会委員の任命について) |
| 議案第24号 | 専決処分の承認を求めることについて (鹿角市文化財保護審議会委員の任命について) |
| 議案第25号 | 専決処分の承認を求めることについて (鹿角市立小中学校管理規則の一部改正について) |
| 議案第26号 | 専決処分の承認を求めることについて (第3次鹿角市立小・中学校多忙化防止計画について) |

- 議案第27号 専決処分の承認を求めるについて
(鹿角市教育委員会事務局職員人事異動について)
- 議案第28号 指定管理者の指定について
(水晶山スキー場)
- 議案第29号 令和7年度一般会計補正予算第2号(教育費)について
- 議案第30号 鹿角地域文化財保存活用地域計画(案)について

4 議事の大要は、次のとおりである。

教育長 おはようございます。ただいまから、令和7年第5回鹿角市教育委員会会議を開催いたします。

私から、教育委員の就任について、報告させていただきます。去る5月23日開催の臨時議会において、教育委員の任期満了に伴う人事案件が提出され、再任案可決のうえ、市長が任命しております。新しい任期の就任に際し一言ご挨拶をお願いいたします。

委員 はい。先般、笛本市長より辞令の交付をいただきまして、5月26日より4年間新たな任期をいただくこととなりました。つきましては、鹿角の教育、スポーツ、文化、芸術に渡りまして、誠に微力ではございますが、一生懸命頑張る所存でございますので、4年間どうぞよろしくお願ひいたします。

教育長 ありがとうございました。引き続き、よろしくお願ひいたします。それでは事務局より報告を受けます。事務局、お願ひいたします。はい、部長。

教育部長兼総務学事課長 はじめに総務学事課からご報告いたします。1の「令和7年度児童生徒数・園児数について」ですが、資料1をご覧ください。

5月1日現在の児童生徒数は、昨年同時期と比較しますと、小学校は54人減の966人で、学級数は1学級減の58学級となります。資料裏面の中学校においては、46人減の600人、学級数は2学級減の30学級となっております。また、私立幼稚園の園児数は、昨年より1人減の27人となっております。

次に、2の「教科用図書の展示について」ですが、「教科書の発行に関する臨時措置法」第5条の規定により、毎年、教科書展示会の開催が義務付けられており、今年も、教科書の見本を広く公開し、調査研究等への活用や一般の多くの方々に閲覧いただくため、展示会を開催いたします。展示会では、市内の小中学校や県立高等学校で使用する教科書について、6月3日、火曜日から、18日、水曜日までの期間、文化の杜交流館コモッセを会場に展示する予定としております。総務学事課からは以上です。

教育長 はい、生涯学習課長。

生涯学習課長 はい。続いて生涯学習課より、令和6年度社会教育施設の利用状況についてご報告いたします。残念ながら、全体的に社会教育施設の利用者数は減少傾向となりました。文化の杜交流館では、子ども未来センターやこもれび広場の利用者は増加したものの文化ホール、花輪図書館、花輪市民センターの利用者数が減少しており、館全体では3千800人ほどの減となりました。図書館については、一昨年、令和5年度、花輪図書館が100周年の節目の年で、イベントを開催したわけですが、そのイベントが減少した反動と、十和田図書館が閉館を控え3月中旬より貸出制限を行ったことにより、利用者が減少したものと分析しております。歴史民俗資料館については、前年度とほぼ同規模の入館者数でしたが、先人顕彰館は前年比で14.1%の減となりました。また、大湯ストーンサークル館は、入館者数が減少しましたが、ガイド件数は増加しております。一方、ガイド1回あたりの利用人数は減少しており、ツアーフォーマットでの大型利用が減ったことが、利用者数減につながっているものと考えております。今年度は、コモッセオーブン10周年と、秋には十和田図書館リニューアルオープンを控えておりますので、これら節目の年のイベントを契機に、館の利用促進と、社会教育施設相互の連携利用を進めてまいります。なお、大湯ストーンサークル館ですが、6月末から7月中旬までに入館者が60万人に達する見込みであることを申し添えます。以上で報告を終わります。

教育長 はい、スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長 続きましてスポーツ振興課関係についてご報告いたします。1の第52回鹿角小学校陸上競技大会についてであります、去る5月24日、土曜日に、総合運動公園総合競技場を会場に開催され、参加選手164名により熱戦が繰り広げられました。当日は、若干肌寒かったものの、天候に恵まれた大会となりました。

2のスポーツチャレンジWEEKについてであります、毎年5月の最終水曜日に開催していたチャレンジデーから数えて、今年で13年目の開催となります、今年は、多くの市民が参加しやすいように、参加日を1日とせず、今日5月26日、月曜日から30日、金曜日までをスポーツチャレンジウィークとして開催しました。昨年同様、他市町村と参加率を競うことはありませんが、このイベントを通して、多くの市民が、日頃の運動不足の解消やスポーツに親しむこと、また、健康づくりのきっかけとしていただき、自身の健康管理の一助となることを目的に、鹿角市単独の取り組みとして開催しております。なお、参加率は現在集計中ですが、前年度の15.1%を超える見込みです。

裏面をお願いします。3のJr. DISTANCE CHALLENGE2025についてであります、小学生を対象に毎月1回の定期的な記録会を開催し、ジュニア期の競技人口の拡大と競技力の向上を図ることとしており、開催会場は、総合競技場とし、5月から10月まで全6回開催し、7月23日のみ第4水曜日とし、他の月は最終水曜日に開催予定としています。種目は、昨年と同様に、1年生から3年生の男子及び女子は800m、4年生から6年生の男子は1,000mです。昨年の2024年は、全6回のうち、悪天候による中止が1回ありましたが、5回の開催で、延べ230名から参加していただきました。先週5月28日、水曜日の今年度1回目には、37名が参加しております。以上で報告を終わります。

教育長 はい、報告が終わりました。ただいまの報告について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。はい、委員。

委員 ただいまのスポーツ振興課の説明の、2番のスポーツチャレンジウィークについてですけれども、私毎年参加していて、大変素晴らしい企画だなと思っていまして、他市町村と比べるだけではなくて、本市独自の取り組みはうれしいことだと思っています。その反面、参加しても、報告の仕方というか、参加しましたよとアピールする場がなくて、どういう方法があるのかと毎年悩んでいるところなのですけれども、せっかく運動習慣を動機づけるということと成果を出したいということ、最近、いろんなゲームでも参加してバッジを取得できるとか、そういう成果を見せると参加率も高まるという風潮もあるようですので、報告の仕方とか参加しましたよというアピールをする場というのを工夫されるのも一つではないかなと思いますが、いかがお考えでしょうか。

教育長 はい、スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長 はい。今ご提言いただいたことはとても参考になりますけれども、2年前まで他市町村と競っていた時は他市町村の名産品のプレゼントがあったのですが、今は他市町村と競うことがないということで、今回は、鹿角の特産品を参加していただいた方にお渡しするということでチラシの方を配布させていただいたのですが、おそらくまだ周知不足だということだと思いますので、周知の仕方は今後検討して、より多くの参加報告がいただけるようにしたいと考えています。ありがとうございます。

教育長 はい、委員。

委員 参加したことはどちらに申し出れば参加したことになるのでしょうか。前は、例えば、自治会に言えばいいとか、いろんな団体に言えばいいとかありましたけれども、今はどういう形で参加したことになるのでしょうか。

教育長 はい、スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長 はい。各市民センターももちろんですし、スポーツ振興課の方に直接届けていただいてもいいですし、様式についてはホームページにも掲載していますので、そういう形で報告していただければ結構です。自治会を通してでももちろん結構ですので、スポーツ振興課に届くような形で報告していただければと思います。

教育長 はい、委員。

委員 はい、わかりました。いずれ、何らかの形で参加したことがアピールできる場がもう少し明確になればわかりやすいと思いますので検討していただきたいと思います。

教育長 他にございませんでしょうか。はい、委員。

委員 はい。児童生徒数についてお伺いします。小学生の児童数が千人を切りまして、ここ数年を見ていますと毎年5%ずつ減少しているなと感じています。見込みで行くと十年後には児童生徒で千人を切るのではないかと思うのですが、もし見込み数を把握されているのであれば教えていただきたいです。

教育長 はい、部長。

教育部長兼総務学事課長 はい。今現在具体的な数字はつかんでいないところですが、出生数の減少とかもあるので、やはり、減少は進んでいくものと我々も捉えておりまして実は今年度から、学校の再編なども考える必要があるのではないかということで、必要性を含めて検討していくこととしておりますので、その中で子どもたちの人数の推移なども検証していきたいなと思っております。

教育長 はい、委員。

委員 ありがとうございます。尾去沢小学校の卒業式、入学式に伺った際に、一番危機を感じているのが尾去沢で、いろいろ声を伺いました。5年生が20人ほどいますが、4年生以下からは大幅に減少して十人を切るので、再編も致し方ないという思いと、地域から学校がなくなるということに強い危機感を持っているという話を伺いました。再編ありきではなく、どういう形が鹿角にとっていいのか、難しい問題だとは思いますが、スピード感を持った検討が必要ではないかと思いました。引き続き、よろしくお願ひします。

教育長 ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

それでは、ないようですので、報告を終わり案件に入ります。本日は議案14件についてお諮りいたします。はじめに、議案第16号を議題といたします。事務局、議案の説明をお願いします。はい、部長。

教育部長兼総務学事課長 それでは、1ページ、議案第16号をお願いします。専決処分の承認を求めるについて。鹿角市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求める。令和7年6月2日提出。鹿角市教育委員会 教育長。

次のページをお願いします。専決処分書です。鹿角市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、鹿角市教育委員会事務局職員の人事異動について、別紙のとおり専決処分する。令和7年3月26日。鹿角市教育委員会 教育長。

次のページをお願いします。令和7年4月1日付の人事異動について、下段になりますが、総務学事課指導主事が3月31日で退職となり、令和7年度から、指導主事が新採用となっています。その他の職員については、主に、国民スポーツ大会事務局が廃止となつたことから、スポーツ振興課の配置となつたほか、3人が昇格しております。以上で説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。

では、ないようですので、議案第16号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

教育長 ご異議ないようですので、原案のとおり承認することに決します。次に、議案第17号及び議案第18号について、関連がありますので一括して議題とします。事務局、議案の説明をお願いいたします。はい、スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長 はい。4ページの議案第17号をお開き願います。議案第17号 専決処分の承認を求めるについて。鹿角市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和7年6月2日提出 鹿角市教育委員会 教育長。次のページ、5ページをお開き願います。専決処分書です。鹿角市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、鹿角市スキー場条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。令和7年3月31日 鹿角市教育委員会教育長。理由でありますが、水晶山スキー場の指定管理者の指定期間が令和7年3月31日をもって満了することに伴い、同年4月1日以降において、改正前の条例では、指定管理者に管理業務を行わせる規定になっていたため、市が施設の管理業務を行うことができるよう、条例を改正するものです。

6ページをお開きください。第4条の次に、スキー場に必要な職員配置できる様にするため、第4条の2を加えます。第7条中「前条第1項」の前に「教育委員会は、」を加え所管の明確化をし、市における使用料及び減免、還付についての規定を定めるため、第7条の次に、第7条の2、第7条の3、第7条の4の3条を加えます。

7ページをお開きください。第8条、第9条、第11条の改正は、市と指定管理者のいずれかが管理可能とするためのもので、第8条中「行わせるものとする。」を「行わせることができる。」に改め、同条に第2項 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる施設にあっては、第6条から前条までの規定は適用しない。を追加します。第9条第1号中「第6条に規定する利用許可、第7条に規定する利用許可の取消等、」を「施設の利用許可及び利用許可の取消等並びに」に改めます。第11条中「第6条の規定により許可を受けた者から、スキー場」を「前条」に改めます。別表第3中「（）の次に「第7条の2、」を加え、同表中「利用料金」を「使用料」に改めます。

8ページをお開きください。別表第3（1）の備考の第5項の次に、第6項として、第8条第1項の規定により、指定管理者に管理を行わせる施設にあっては、この表中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えて適用する。以下の表において同じ。を追加します。別表第3（2）の備考の第6項中の「料金」を「使用料」に、第7項の「利用料」を「使用料」に改めます。別表第4についても、別表第3と同様に、別表第4中「（）の次に「第7条の2、」を加え、同表中「利用料金」を「使用料」に改めます。

9ページをお開きください。別表第4（1）の備考の第3項の次に、第4項として、第8条第1項の規定により、指定管理者に管理を行わせる施設にあっては、この表中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えて適用する。以下の表において同じ。を加えます。別表第4（3）の「料金」を「施設使用料」に改めます。

10ページをお開きください。一番下の附則ですが、「この条例は、令和7年4月1日から施行する。」となります。議案第17号についての説明は以上です。

続いて、議案第18号について説明いたします。11ページの議案第18号をお開き願います。議案第18号 専決処分の承認を求めるについて。鹿角市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和7年6月2日提出 鹿角市教育委員会 教育長。

次のページ、12ページをお開き願います。専決処分書です。鹿角市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、鹿角市スキー場条例施行規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり専決処分する。令和7年3月31日 鹿角市教育委員会教育長。理由でありますが、先程説明しました議案第17号の鹿角市スキー場条例の一部改正に伴い、関連する規則を改正するものです。

13ページをお開きください。鹿角市スキー場条例施行規則の一部を改正する規則です。改正内容につきまして、14ページから15ページの新旧対照表で説明いたします。

14ページをお開きください。第2条第1項中「指定管理者」を「鹿角市教育委員会（以下「委員会」という。）」に改め、同条第2項中「指定管理者」を「委員会」に改めます。第3条及び第7条中「指定管理者」を「委員会」に改めます。第10条の見出し中「利用料金」を「使用料又は利用料金」に改め、同条中「鹿角市教育委員会（以下「委員会」という。）」を「委員会」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として「委員会が条例第7条の3の規定により使用料の減免を行うときは、別表に掲げる基準によるものとする。」を加えます。第10条の次に、（指定管理者による管理）の規定を加えます。

15ページをお開きください。「第11条 条例第8条第1項の規定により、指定管理者に管理を行わせる施設にあっては、第2条第1項中「鹿角市教育委員会（以下「委員会」という。）」とあり、第2条第2項、第3条及び第7条中「委員会」とあるのは「指定管理者」と、別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えて適用する。」を加え、改正前の第11条は第12条に繰り下げます。別表中「利用料金」を「使用料」に改めます。13ページにお戻りください。一番下の附則ですが、「この規則は、令和7年4月1日から施行する。」となります。以上で議案第17号と第18号の説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。はじめに、議案第17号について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。では、ないようですので、議案第17号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

教育長 ご異議ないようですので、原案のとおり承認することに決します。次に、議案第18号について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。はい、委員。

委員 はい。反対意見ではなくてちょっとお聞きしたかったのですが、今の水晶山スキー場の指定管理の問題で、ともすると、4月以降、指定管理を受ける団体がないかもしれないといったことだと思うのですが、今、花輪スキー場の指定管理を受けている団体と、最後の11条の「読み替える」というところで全てを網羅して整合性を持たせているのだと思うのですが、現行の指定管理されている東京美装さんとの整合性はとれているものですか。

教育長 はい、スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長 はい。どちらでも管理できるようにするために今回の改正を行っています。水晶山スキー場だけではなくて花輪スキー場についても、同様にできるようにということです。今までのスキー場条例だと指定管理者しか管理できないと読み取れる形になつていきましたので、市の方でも管理できるようにということを、本来は明確にしなくても市が所有者ですので管理できるのですけれども、改めて、条例として分かりやすく、どちらでも管理できるようにということで、花輪スキー場についても同様に、指定管理者が行つても、仮にですけど、市が管理しなければならないとなつても、どちらでも適用できる形に改正しております。

教育長 はい、委員。

委員 はい、わかりました。もう一つ確認というか言葉の意味なのですが、「利用料」と「使用料」について、使用料というのはいわゆる施設の原価というか使用料金だと思うのですが、利用料となると、若干利益を入れたり若しくは経費を入れたりということが想定されるのですがそれは意外にある言葉ですか。

教育長 はい、スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長 はい。お見込みのとおりなのですが、市で設定する場合は使用料という

言葉を使わなければならぬということで、今まで利用料金となっていたのを全て使用料にいったん改めて読み替えるというふうな形の規定にさせていただきます。指定管理者にした場合は、使用料ではなくて、利用料や利用料金という言葉にしなければならぬということで、例規上はそのような形で整理しているということになります。

教育長 はい、委員。

委員 はい。いらない心配なのですが、例えば、花輪スキー場を管理されている宿泊施設とか入浴施設とか、体育施設ではない施設がありますよね。そういう部分も人件費とかいろんな経費がかかると思うのです。そういうものを利用料の中に若干入れて経営しているのかなと思うのですが、市で管理する場合は、そういうことではなく使用料という形になるという解釈だと思うのですけど、これから指定管理を受ける方がやりづらくならなければいいなということを含めてですけど、そこらへんのところは整合性が取れているものですか。

教育長 はい、スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長 はい。今お話ししている使用料と利用料金は、同じ金額の設定になっていますが、人件費については指定管理者に別のものが加算されていますので、料金としては同じものを取り扱うということです。ただ、指定管理者については、設定された上限金額の範囲内で自分たちで料金を設定できるというメリットがありますので、そういう部分では少し自由度が上がると。ただ、市の場合には、設定した料金ということになりますので、取り扱いが変わってくると思います。

教育長 はい、委員。

委員 はい、わかりました。

教育長 ちょっと休憩をお願いします。

~~~~~（休憩中）~~~~~

**教育長** では、休憩を解きたいと思います。他にございませんか。  
ないようですので、議案第18号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**教育長** ご異議ないようですので、原案のとおり承認することに決します。次に、議案第19号を議題とします。事務局、議案の説明をお願いいたします。はい、部長。

**教育部長兼総務学事課長** はい。16ページ、議案第19号をお願いします。専決処分の承認を求めるについて。鹿角市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和7年6月2日提出。鹿角市教育委員会 教育長。

次のページをお願いします。専決処分書です。鹿角市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、令和6年度一般会計補正予算第13号（教育費）について、別紙のとおり専決処分する。令和7年3月31日。鹿角市教育委員会 教育長。

次のページをお願いします。19ページ、20ページは歳入・歳出の事項別明細書になります。今回の補正予算は、6年度の最終の専決処分として、歳入では国庫支出金や県支出金などについて、交付実績に合わせた減額のほか、財源の調整を行っております。歳出では、主に事業実績に合わせた減額を行っております。

次のページをお願いします。教育委員会の歳出の主な補正予算に関しましては、主要事業・事務の概要で説明いたします。はじめに、総務学事課関係ですが、10款1項3目、教育助成費の329万3千円の減額は、児童生徒の各種大会への派遣実績によるものです。

その下、5目、通学対策費283万1千円の減額は、バス通学用定期券の購入補助実績によるものです。2項1目、小学校備品整備費522万2千円の減額は、経年劣化により、更新した児童が使用する机椅子など校用備品の購入実績によるものです。I C T活用教育事業115万5千円の減額と、その下、3項1目、I C T活用教育事業77万円の減額は小中学校の学習用端末の修繕料について、当初、端末の故障等に備え、修繕するための予算を確保していましたが、使用していない予備の端末の活用による対応したことから、減額しております。4項1目、幼稚園費1,027万5千円の減額は、就学園児数の実績により私立幼稚園施設型給付金の補助が確定したことによるものです。総務学事課関係は以上です。

**教育長** はい、生涯学習課長。

**生涯学習課長** 続いて、5項、社会教育費についてです。3目、文化財保存活用地域計画策定事業の90万1千円の減額は、事業の実績によるものです。4目、十和田図書館整備事業の5,115万9千円の減額は、工事完了に伴い減額するものです。6目、文化の杜交流館事業の167万1千円の減額は、事業の実績によるものです。生涯学習課関係は以上となります。

**教育長** はい、スポーツ振興課長。

**スポーツ振興課長** はい。10款6項3目 国民スポーツ大会推進費1,240万円の減額は、国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会補助金の事業実績に伴う事業費の減額です。10款6項4目 体育施設整備事業108万2千円の減額は、実績に伴う工事請負差額の減額です。以上で説明を終わります。

**教育長** 説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。はい、委員。

**委員** はい。21ページの幼稚園費が減額1千万ということで、幼稚園の在籍園児の状況を見ると致し方ないのかなと思うのですが、1千万の減額というのは、そもそも予算のつけ方が過剰だったのかと思うのですが、今年度から何か見直しを考えているのか教えていただければと思います。

**教育長** はい、班長。

**総務学事課主幹兼総務班長** はい。こちらの幼稚園費につきましては、教育費なのですが実際に事務を行っているのがすこやか子育て課の方になります。それで、私立のカトリック幼稚園に対して、施設を運営するにあたって給付金を給付していますが、当初見込んでいた人数よりも実績が少なかったことにより減額したものと考えております。

**教育長** はい、委員。

**委員** 当初の見込みの人数はカトリック幼稚園から上がってくるものですか。

**教育長** はい、班長。

**総務学事課主幹兼総務班長** はい。予算を立てる段階で、幼稚園から人数の見込みを確認して、それをもとに予算を計上していると思います。

**教育長** ちょっと休憩をお願いします。

~~~~~ ( 休憩中 ) ~~~~~

教育長 では、休憩を解きたいと思います。

他にございませんか。よろしいでしょうか。

他にないようですので、議案第19号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

教育長 ご異議ないようですので、原案のとおり承認することに決します。次に、議案第20号を議題とします。事務局、議案の説明をお願いいたします。はい、部長。

教育部長兼総務学事課長 はい。22ページ、議案第20号をお願いします。専決処分の承認を求めるについて。次のページをお願いします。専決処分書です。鹿角市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、鹿角市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、別紙のとおり専決処分する。令和7年4月1日。鹿角市教育委員会 教育長。理由ですが、鹿角市学校給食センター運営委員会委員の任期が満了となつたため、新たに委員を委嘱するものです。

次のページの委員名簿をお願いします。運営委員は小中学校長、PTA代表者、給食担当者等から成り、異動等に伴いまして15人中11人が新任、4人が再任となります。任期は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年となります。以上で説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。

教育長 ないようですので、議案第20号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

教育長 ご異議ないようですので、原案のとおり承認することに決します。次に、議案第21号を議題とします。事務局、議案の説明をお願いいたします。はい、部長。

教育部長兼総務学事課長 はい。25ページ、議案第21号をお願いします。専決処分の承認を求めるについて。次のページをお願いします。専決処分書です。鹿角市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、鹿角市学校運営協議会委員の任命について、別紙のとおり専決処分する。令和7年4月1日。鹿角市教育委員会 教育長。理由ですが、鹿角市学校運営協議会委員の任期が満了となつたため、新たに委員を任命するものです。次のページの委員名簿をお願いします。地区または学校ごとに設置した8つの協議会で、運営委員はそれぞれ学校長、PTA代表者、地域コーディネーター、地域の各種団体の代表者等から成り15人以内の委員で組織しております。委員に任命された方は、花輪小学校は新任2人を含む13人、次のページをお願いします。柴平小学校は新任6人を含む11人、次のページ、十和田小学校は新任6人を含む15人、次のページをお願いします。大湯小学校は新任3人を含む15人、次のページ、花輪中学校は新任3人を含む13人、次のページをお願いします。十和田中学校は新任4人を含む15人、次のページ、尾去沢地区は新任4人を含む15人、次のページをお願いします。八幡平地区は新任5人を含む14人となっております。総数は延べ111人、実人数は95人で、うち新任者は33人です。任期は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年となります。以上で説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。ただ今の説明について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

ないようですので、議案第21号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

教育長 ご異議ないようですので、原案のとおり承認することに決します。次に、議案第22号を議題といたします。事務局、議案の説明をお願いいたします。はい、生涯学習課長。

生涯学習課長 はい。議案第22号をご覧ください。専決処分の承認を求めるについて。次のページをお開きください。専決処分書。鹿角市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、鹿角市社会教育委員の委嘱について、別紙のとおり専決処分する。令和7年4月1日 鹿角市教育委員会教育長。専決理由ですが、教職員の人事異動に伴い、後任の委員を委嘱するものです。

次のページをお開きください。名簿に記載の1名で、任期は残任期間であります。説明は以上です。

教育長 説明が終わりました。ただ今の説明について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。

ないようですので、議案第22号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

教育長 ご異議ないようですので、原案のとおり承認することに決します。次に、議案第23号を議題といたします。事務局、議案の説明をお願いいたします。はい、生涯学習課長。

生涯学習課長 はい。議案第23号をご覧ください。専決処分の承認を求めるについて。次のページ、専決処分書。鹿角市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、鹿角市立図書館協議会委員の任命について、別紙のとおり専決処分する。令和7年4月1日 鹿角市教育委員会教育長。専決理由ですが、教職員の人事異動に伴い後任の委員を任命するものです。

次のページをお開きください。名簿に記載の1名で、任期は残任期間であります。説明は以上です。

教育長 説明が終わりました。ただ今の説明について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。

ないようですので、議案第23号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

教育長 ご異議ないようですので、原案のとおり承認することに決します。次に、議案第24号を議題といたします。事務局、議案の説明をお願いいたします。はい、生涯学習課長。

生涯学習課長 はい。議案第24号をご覧ください。専決処分の承認を求めるについて。次のページをお開きください。専決処分書。鹿角市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、鹿角市文化財保護審議会委員の任命について、別紙のとおり専決処分する。令和7年4月1日 鹿角市教育委員会教育長。専決理由ですが、委員の死去に伴い、新たに委員を任命するものです。

次のページをお開きください。名簿に記載の1名で、任期は残任期間であります。説明は以上です。

教育長 説明が終わりました。ただ今の説明について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。はい、委員。

委員 はい。この新任の方、ちょっと存じ上げないので、この方についてどういう専門知識が

あるのか教えていただければと思います。

教育長 はい、班長。

生涯学習課文化財振興班長 はい。新任の方ですが、長年高校の教員だった方で、専門は歴史、社会科を指導しておりました。大館桂桜高校の校長先生などを歴任しまして、その後、県立博物館の館長として勤められて、現在に至っております。

教育長 よろしいでしょうか。

他にございませんか。

ないようですので、議案第24号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

教育長 ご異議ないようですので、原案のとおり承認することに決します。次に、議案第25号を議題といたします。事務局、議案の説明をお願いいたします。はい、部長。

教育部長兼総務学事課長 はい。44ページ、議案第25号をお願いします。専決処分の承認を求めるについて。次のページをお願いします。専決処分書です。鹿角市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、鹿角市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり専決処分する。令和7年4月1日。鹿角市教育委員会 教育長。理由ですが、秋田県職員の勤務時間、休日及び休暇について規定している、秋田県人事委員会規則8-6の一部改正等に伴い、規則を改正するものです。

47ページの新旧対照表をお願いします。第16条第1項について、「第28条の7」を「第28条の6」に条ずれを改めるほか、第3項中の「生理休暇」を「健康管理休暇」に改めるものであります。46ページにお戻りいただき、この附則は令和7年4月1日から施行します。以上で説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。ただ今の説明について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。

ないようですので、議案第25号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

教育長 ご異議ないようですので、原案のとおり承認することに決します。次に、議案第26号を議題といたします。事務局、議案の説明をお願いいたします。はい、部長。

教育部長兼総務学事課長 はい。48ページ、議案第26号をお願いします。専決処分の承認を求めるについて。次のページをお願いします。専決処分書です。鹿角市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、第3次鹿角市立小・中学校多忙化防止計画の策定について、別紙のとおり専決処分する。令和7年4月1日。鹿角市教育委員会 教育長。理由ですが、鹿角市立小・中学校教職員のさらなる業務改善を推進するため、計画を策定するものです。

別紙として、配付している「第3次鹿角市立小・中学校多忙化防止計画」をご覧ください。2ページ目からの「6 具体的な取組」をご覧ください。取組のほとんどは継続実施となります。新たに取り組む事項のうち、主なものをご説明します。(1)勤務時間管理の徹底と適正な在校時間の設定のポツの1つ目に記載しているとおり、今年度から統合型支援システムを導入しております。このシステムを活用した勤務時間管理の実施や、(7)のポツの2つ目、3つ目に記載しておりますシステム活用による事務の効率化を進めていくこととしております。それ以外のこととして、(1)のポツの3つ目ですが、昨年10月に各校に設置した留守番電話の導入について、新たに追加記載しております。また、「(3)春季休業日の延長について」ですが、昨年度まで「4月1日から土曜日・

日曜日を除く3日間」としていたことを、「4日間」とし、新年度の準備の時間を1日多く確保することといたしました。「(5)部活動の活動基準の設定並びに部活動の地域移行等」では、昨年度まで設置しておりました「部活動地域移行検討委員会」について、今年度から名称を「部活動地域移行推進委員会」として、休日等の地域移行について具体的な取組みを協議していくことになります。以上で説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。ただ今の説明について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。休憩してください。

~~~~~ (休憩中) ~~~~~

**教育長** 休憩を解きたいと思います。他にございませんか。  
ないようですので、議案第26号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**教育長** ご異議ないようですので、原案のとおり承認することに決します。次に、議案第27号を議題といたします。事務局、議案の説明をお願いいたします。はい、部長。

**教育部長兼総務学事課長** はい。50ページ、議案第27号をお願いします。専決処分の承認を求めるについて。次のページをお願いします。専決処分書です。鹿角市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、鹿角市教育委員会事務局職員人事異動について、別紙のとおり専決処分する。令和7年5月9日。鹿角市教育委員会教育長。

次のページをお願いします。令和7年5月12日付の人事異動について、教育次長兼総務学事課長が市長部局へ出向となり、当面の間、私が総務学事課長と給食センター所長を兼務することとなっております。以上で説明を終わります。

**教育長** 説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

では、ないようですので、議案第27号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**教育長** ご異議ないようですので、原案のとおり承認することに決します。次に、議案第28号を議題といたします。事務局、議案の説明をお願いいたします。はい、スポーツ振興課長。

**スポーツ振興課長** はい。53ページをお開きください。議案第28号 指定管理者の指定について。地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定することについて、鹿角市長に申し出るものとする。令和7年6月2日提出 鹿角市教育委員会 教育長。指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、「水晶山スキー場」、指定管理者となる団体の名称及び事務所の所在地は、「秋八高原リゾート合同会社」、「秋田県鹿角市八幡平字熊沢外8国有林3133林班ホ小班」であります。指定の期間は、「令和7年7月1日から令和9年3月31日まで」の1年9ヶ月間であります。指定管理者となる団体の概要等につきましては、次の54ページに記載しておりますのでご参照いただきたいと思います。提案理由でありますが、施設の効率的管理・運営を図るため、水晶山スキー場の指定管理者を指定するものであります。以上で説明を終わります。

**教育長** 説明が終わりました。ただ今の説明について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

ないようですので、議案第28号について、原案のとおり鹿角市長に申し出ることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**教育長** ご異議ないようですので、原案のとおり鹿角市長に申し出ることに決します。次に、議案第29号を議題といたします。事務局、議案の説明をお願いいたします。はい、部長。

**教育部長兼総務学事課長** はい。55ページ、議案第29号をお願いします。令和7年度一般会計補正予算第2号（教育費）について。令和7年度一般会計補正予算第2号（教育費）を別紙のとおり定めることについて、鹿角市長に申し出るものとする。令和7年6月2日提出。鹿角市教育委員会 教育長。

57、58ページが歳入・歳出それぞれの事項別明細となっております。まず、はじめに、総務学事課関係についてご説明します。57ページの主要事業・事務の概要をお開き願います。10款1項5目、通学対策費138万5千円は、八幡平中学校のスクールバスの運行について、今年9月末をもって八幡平市民センター以南の路線バスが廃止される予定であることから、この代替手段としてスクールバスを追加運行することとし、運行業務委託料を増額するものです。10款2項1目、小学校施設管理費231万円は、柴平小学校において、老朽化によりひび割れや穴などの傷みが生じている体育館暖房用ボイラー煙道の修繕料の増額と、経年により故障した浄化槽プロアー1台を更新するための施設改修工事費を追加するものです。総務学事課関係は以上です。

**教育長** はい、生涯学習課長。

**生涯学習課長** はい。続いて、10款5項3目、文化財保存事業1,060万2千円は、新しい地方経済・生活環境創生交付金の交付決定を受け、予算を追加するものです。内容は鹿角市史全7巻及び、資料編全34集のデジタル化に取り組むもので、検索可能なデジタル書籍として整備するシステム構築の業務委託料であります。なお、これに伴う歳入は、資料57ページの上段、歳入、14款2項1目 総務費国庫補助金で、総務課配当になりますけれども、新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）、530万1千円で、こちらも交付決定を受けております。生涯学習課からは以上です。

**教育長** はい、スポーツ振興課長。

**スポーツ振興課長** 続きまして、10款6項3目 体育施設整備備事業2,337万8千円の増額は、シーズン終了後の点検により、来シーズンに向けた整備のため、花輪スキー場の圧雪車整備用消耗品、圧雪車ワインチワイヤー交換修繕料、圧雪車走行不良修繕料を追加するものです。また、水晶山スキー場につきましては、指定管理者に応募があったことから、来シーズンに向けて整備が必要な、圧雪車修繕料と第1ペアリフト索輪整備工事費を追加するものです。以上で説明を終わります。

**教育長** 説明が終わりました。ただ今の説明について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。はい、委員。

**委員** 鹿角市史のデジタル化なのですが、どういった形でデジタル化など公開されるのか現段階で決まっていれば教えていただきたいのですが。

**教育長** はい、班長。

**生涯学習課文化財振興班長** はい。今年度末に完成予定なんですけれども、ホームページで公開して、無償で誰でも検索できるようにする予定にしています。

**教育長** はい、委員。

**委員** はい。大変いいことだと思います。ありがとうございます。

**教育長** 他にございませんか。

ないようですので、議案第29号について、原案のとおり鹿角市長に申し出ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**教育長** ご異議ないようですので、原案のとおり鹿角市長に申し出ることに決します。次に、議案第30号を議題といたします。事務局、議案の説明をお願いいたします。はい、生涯学習課長。

**生涯学習課長** はい。60ページをお願いいたします。議案第30号 鹿角地域文化財保存活用地域計画（案）について。鹿角地域文化財保存活用地域計画（案）を、別紙のとおり策定するため、教育委員会の議決を求める。令和7年6月2日提出。鹿角市教育委員会教育長。提案理由ですが、鹿角地域の文化財の存続を目的に、保存と活用に関する中・長期的な取り組みを定め、地域縦がかりで事業を展開していくため、本計画を策定するものであります。1月27日の第2回教育委員会会議におきまして、概要を説明しております。その後、2月10日から3月10日までパブリックコメントを実施しましたが寄せられたコメントは、ありませんでした。また、本計画は、4月30日開催の、地域計画策定協議会においても説明し、委員の皆様から最終確認いただいたうえ、5月29日開催の文化財保護審議会において、ご承認いただいております。計画の内容について、1月27日に、概要版で説明したとおりです。大幅な変更はございませんが、ページ順に内容確認ということで、簡単に説明させていただきます。

別冊の冊子をご覧ください。1ページ、序章です。2. 目的は、平成30年の文化財保護法改正により「文化財保存活用地域計画」を作成することで、文化庁認定を受けるための申請が可能となりました。アクションプランを兼ね、目指す目標や中・長期的に取り組む具体的な施策や事業、取組内容を明記し、地域縦がかりで文化財を守り、活かし、伝える体制づくりと、文化財の存続につなげていくこと。また、指定・未指定に関わらず、多様な文化財をテーマやストーリーごとに「関連文化財群」という枠組で捉え、文化財の保存や活用の目標を定め、後世に継承していくための施策や事業を展開していくことを目的に作成するものです。2ページには、計画の位置づけを、4ページから9ページは、各計画の概要を、10ページ、計画の期間は、令和8年度から17年度までの10年間とします。11ページと12ページには、作成の経過と審議会の構成員を記載しております。

13ページから、第1章、鹿角地域の概要を、18ページと19ページには、合併等、市町村の成り立ちを、20ページと21ページには、地区区分を明記しております。この地区区分が、表記上、全編に用いられています。22ページから、人口動態や産業などについて、29ページから33ページには、地域の施設、34ページから40ページまで、歴史的背景を時代区分ごとに、また、暮らしあと、伝統行事やまつりについて、記載しております。41ページから、第2章、文化財の概要について、指定等文化財と未指定文化財を記載しております。42ページに記載の未指定文化財は、1,500件を超えます。

47ページから51ページには、世界遺産を、52ページから54ページには、その他の制度に関連する、食などのほか、埋蔵文化財について記載しております。55ページから第3章、文化の特性として、石川啄木が詠んだ句から、「青垣山をめぐらせる鹿角の里」を用い、5つに区分しています。1. 山島鹿角、2. いにしえの里鹿角、57ページ、3. 境のマチ鹿角、4. 黄金ふく青垣山、5. 鹿角に息づく信仰と風流、の5つです。59ページから、第4章として、調査の概要や、これまでの調査状況を、63ページは、本計画作成にあたり、各地区で地域ワーキングを行い、住民が大切にしたいものを聞き取り、記載したものです。65ページから、第5章、方針について、将来像を「青垣山の恵みに育まれた歴史文化に出会えるまち鹿角」とし、方向性を「みんなで地域を守り・活かし・磨き・未来へ伝える」としました。66ページに、将来像と方向性の関係性を、分かりやすく、図で表記しております。今後、文化財を保存し、活用していくためには、地域の特性・特徴を生かし、必要な調査等を行い、保護・保存し、コンテンツを磨き、将来につないでいくための措置を展開し、活用につなげていく、といったイメージで、方向性は3つ設

定しました。方向性1「保存」、方向性2「磨くつなぐ」、方向性3「活用」とし、67ページから72ページに、それぞれの方向性ごとに、現状、課題をふまえた、今後の方針を明記しております。73ページから、第6章として、措置を掲載しておりますが、措置とは、実施する内容及び事業を表しています。80ページまで、方向性ごとに表記しております。81ページから、第7章、関連文化財群として、地域の歴史文化の特性に基づいて、指定・未指定に関わらずテーマやストーリーに沿って、5つのカテゴリーに整理し、設定しました。下の表は、第3章で整理した、歴史文化の5つの特性と、関連文化財群との関係性を表しています。82ページから102ページまで、カテゴリーごとに、概要とストーリーに関連する文化財の一覧表と分布図を掲載しています。103ページから、第8章、文化財の防災・防犯について、これまで発生した災害の概要、現状と課題、今後の方針を記載しております。111ページから、第9章、本計画にかかる推進体制について行政や関係団体、学術専門機関、国や県の関係部局などを掲載しております。今後、文化庁の審査を経て、11月に県を経由し文化庁に認定申請を提出し、12月下旬に文化庁認定をいただく予定です。説明は以上となります。

**教育長** 説明が終わりました。ただ今の説明について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。はい、安倍委員。

**教育委員** 大変よくできていると思うんですが、全部を詳しく読んだわけではないんですが、2、3、字が抜けているところがあったような気がするので、もう少しきちんと読んで確認していただきたいと思います。それから、一つ私の思いなんですが、1ページの、1. 背景のところの8行目に、花輪通、毛馬内通とありますよね。江戸時代にそのように行政的に区分されたと思うんですが、この他の言い方に「かみら」、「しもら」という言い方が昔あったんですよね。今はほとんど使われていないので皆さんは聞いたことがないと思うんですがこの「かみら」、「しもら」という言い方は、花輪通、毛馬内通という言い方の前にあった言葉なんです。それは、一般の人たちが、最近というか昭和の時代まで使っていたと思います。ですので、そういう言葉がここに入ればなど、そういう文化があったので何かの機会に加えられればいいなと思います。「かみら」という字は、「上という字にさんずいのウラ」、「しもら」は「下という字にさんずいのウラ」と書いて「しもら」と、これは文献に出てくるんです。

**教育長** ご意見をお伺いいたします。休憩をお願いします。

~~~~~ ( 休憩中 ) ~~~~~

教育長 休憩を解きます。では、「かみら」、「しもら」について専門家に聞いたうえで、掲載について検討させていただくということでよろしいでしょうか。他にございませんか。ないようですので、議案第30号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

教育長 ご異議ないようですので、原案のとおり決します。

以上を持ちまして予定された案件については終了いたしました。その他について、委員の皆様、事務局より何かございましたらご発言をお願いいたします。はい、委員。

委員 はい。休憩をお願いします。

~~~~~ ( 休憩中 ) ~~~~~

**教育長** 休憩を解きたいと思います。他にございませんか。はい、班長。

**総務学事課主幹兼総務班長** はい。本日、机の上に配付しておりました「職員研修の実施について」の通知文書をご覧ください。鹿角市ハラスメント防止に関する条例について昨年

12月議会での議決を経て、施行されておりますが、今回、職員研修を実施する旨、総務課より通知がありました。教育委員の皆さんを含む特別職も受講の対象となっております。研修日時は、令和7年8月1日、金曜日の午前9時から12時までとなっております。強制ではありませんが、今回、初めての実施となりますので、ご都合繕り合わせのうえご参加くださいますようお願いいたします。なお、参加できない場合は、後ほどご連絡いただければと思います。連絡は以上です。

**教育長** はい。よろしいでしょうか。よろしくご対応のほどお願ひいたします。  
ちなみに、市長も副市長も私も受講することになっておりますので。  
他にございますでしょうか。それでは、以上で会議を閉じさせていただきます。

(午前11時40分 閉会宣言)